

令和 4 年 2 月 28 日

保護者の皆さまへ

仙台市子供未来局児童クラブ事業推進課

宮城県緊急特別要請の延長に伴う児童クラブの利用について

新型コロナウイルスの感染者の急増を踏まえ、令和 4 年 1 月 30 日に発出された宮城県緊急特別要請に伴い、本市の児童館につきましては、令和 4 年 2 月 1 日(火)から 2 月 28 日(月)までの期間、乳幼児親子や小中高生の自由来館など児童クラブ以外の児童館事業を休止することとさせていただいております。(子育て支援室を設置する児童館を除く)

このたび、宮城県緊急特別要請が 3 月 21 日(月)まで延長されることとなりました。

児童クラブにつきましては、これまで、手洗いやマスク着用、施設消毒やこまめな換気などの基本的な感染予防を徹底してきており、引き続き、感染拡大防止に最大限配慮しながら受け入れを継続いたしますが、児童の安全確保のためには、児童クラブの密集性を緩和する必要があることから、保護者の皆さまにはご負担をお掛けしますが、一刻も早く感染者の増加を抑え、減少に転じられるよう、令和 4 年 3 月 21 日(月)までの間、できる限りご利用を控えていただきますとともに、児童クラブを利用する場合におきましても、できる限り利用時間を短くするなど、一層のご理解ご協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

仙台市子供未来局児童クラブ事業推進課

電話:022-214-8176